

CORONA

第77期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

新潟県三条市東新保7番7号
当社本社技術開発センター
3階大ホール

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、
あらかじめご了承ください。



議決権行使が簡単に！ スマートフォンからQR
コード[®]を読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

「スマート行使[®]」対応

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株式会社 **コロナ**

証券コード 5909

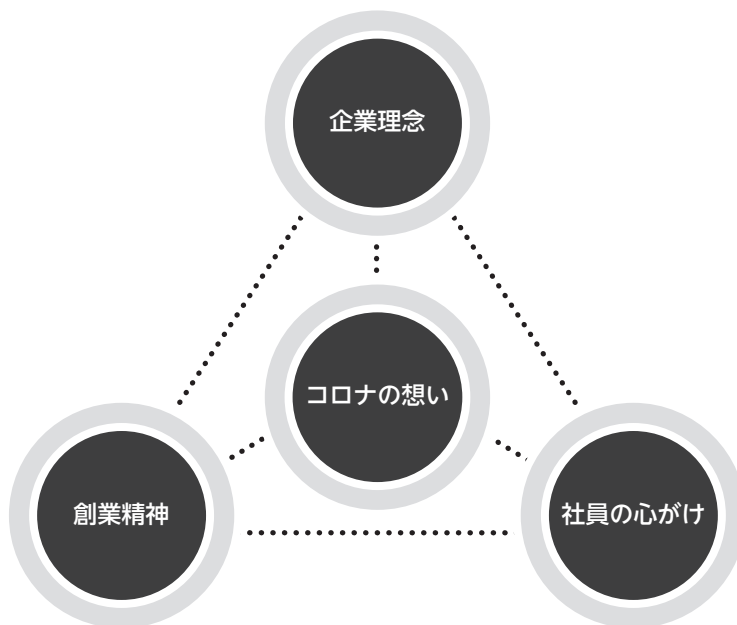
経営理念：コロナイズム

企業理念

あなたと共に

夢…新たなライフシーン…を実現しお客様に喜んでいただけるコロナ

～快適・健康で環境にやさしい心豊かな生活になくってはならないコロナでありたい～



創業精神

〔誠実と努力〕

- 経営とは信用を得ることである。実践すべき道を忠実に実行する誠実な経営に徹する。
- 誠を尽くして努力をすれば不可能はない。必ず道は拓ける。

コロナの想い

〔感謝と感動〕

- お客様や社会への感謝と人に尽くすことを忘れずに、夢と希望を持ち、明るく、仲良く、喜んで働ける「明朗」「愛和」「喜働」のやる気集団を目指したい。
- お客様から感動していただけるような、夢のある商品を生み出すことに情熱を燃やし続けたい。

社員の心がけ

〔創造と協創(げんこつの理)〕

- 一人ひとりが創造性を発揮し、全社一丸「げんこつの理」の精神のもと、組織総合力を高め、新たな付加価値を創出する。

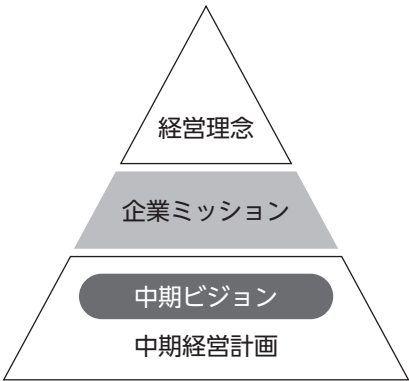
〔チャレンジ For You〕

- お客様のために
- 情熱と粘り強さ
- 新たな技術と創造
- オンリーワンを目指す
- スピードとステディ
- やる気集団になる

企業ミッション

当社グループは顧客提供価値の対象を「顧客」から「社会」に広げ、社会のニーズ・課題と当社グループの事業領域を照らし合わせ、当社が果たすべき使命を示したものを企業ミッションと定義しております。当社グループのフレームワークでは経営理念と中期経営計画の間に位置付けております。

当社グループは広く社会や環境に貢献する存在であるために、事業活動を通じて価値を創造し、ミッションの実現を目指してまいります。



【企業ミッション】

■ 快適で心はずむ毎日

体感できる快適に加え、暮らしにゆとりや彩りを。
つかう人の心の満足も生み出します。

■ 環境にやさしい暮らし

日々の暮らしを環境にやさしいものに。
毎日つかうものだから、エネルギーを効率よく利用し、
地球環境に配慮します。

■ だれでもいつでも安心な社会

だれでもつかいやすく、いつでも安心を。
事業を通じて、安心でレジリエンスな社会の実現に貢献
します。

マテリアリティ

企業ミッションを実現していくにあたって当社グループが取り組むべきマテリアリティ(重要課題)を設定しております。

事業活動を通じて社会課題の解決と持続可能な社会の実現に貢献します。

テーマ		重点取り組み	
K 快適で心はずむ毎日	体感できる快適に加え、暮らしにゆとりや彩りを。つかう人の心の満足も生み出します。	暮らしの質・心の豊かさ	ゆとりや楽しさを生む製品・サービス開発
E 環境にやさしい暮らし	日々の暮らしを環境にやさしいものに。毎日つかうものだから、エネルギーを効率よく利用し、地球環境に配慮します。	気候変動対策	事業活動を通じたCO2排出量削減 製品を通じたCO2排出量削減 環境配慮型機器の開発・普及 灯油使用を抑えた機器の開発
S だれでもいつでも 安心な社会	だれでもつかいやすく、いつでも安心を。事業を通じて、安心でレジリエンスな社会の実現に貢献します。	お客様の安全・安心 従業員の活躍 パートナーシップ	製品安全・品質向上 レジリエンス・家庭内の不安軽減 アフターサービス・サポート体制の充実 従業員エンゲージメントの向上 人財育成・ワークライフバランスの向上 ダイバーシティ推進　ハラスメント防止 サステナビリティ調達の促進
G ガバナンス		コーポレートガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス	コーポレートガバナンス体制の強化 リスクマネジメント体制の強化 情報セキュリティ・個人情報取り扱い強化 安定調達・安定供給 コンプライアンス強化

証券コード：5909
(発信日)2025年6月5日
(電子提供措置の開始日)2025年5月30日

株 主 各 位

新潟県三条市東新保7番7号

株式会社 **コロナ**

代表取締役社長 大 桃 満

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.corona.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスいただき「銘柄名(会社名)」に「コロナ」、又は「コード」に「5909」を入力のうえ検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してご確認ください。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時10分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 新潟県三条市東新保7番7号
当社本社技術開発センター 3階大ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第77期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）
による議決権行使の場合

行使期限

**2025年6月25日（水曜日）
午後5時10分必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

**2025年6月25日（水曜日）
午後5時10分入力完了分まで**

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

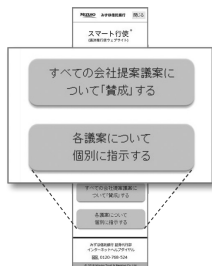
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

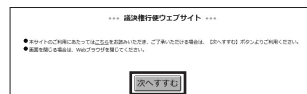
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

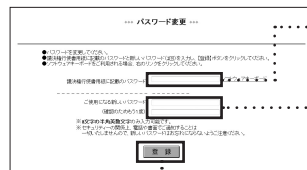
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当及び取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資及び設備投資に活用し、売上高の拡大及び収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の皆様の利益確保を図ってまいります。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の処分ににつきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに株主の皆様への安定的な配当の継続等を勘案し、1株につき14円といたしたいと存じます。これにより、昨年12月の中間配当金(1株につき14円)を含め、当期の年間配当金は1株につき28円となります。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株につき金14円 | 総額408,924,684円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2025年6月27日 |

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況 (出席率)
1	おお 桃 みる 大	代表取締役社長 再任	14回/14回 (100%)
2	きね ふち まなぶ 杵 渕 学	代表取締役専務 上席執行役員製造本部統括 再任	14回/14回 (100%)
3	にし やま あき ひこ 西 山 昭 彦	常務取締役 上席執行役員技術本部長・研究開発センター 部長 再任	14回/14回 (100%)
4	いな だ あき ひろ 稲 田 昭 弘	常務取締役 上席執行役員総合企画部担当 再任	14回/14回 (100%)
5	うち だ たか し 内 田 高 志	常務取締役 上席執行役員総合企画部長 再任	14回/14回 (100%)
6	たか き しゅう や 高 木 修 哉	取締役 上席執行役員総務部長 再任	14回/14回 (100%)
7	にし むら つね お 西 村 常 男	取締役 上席執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グ ループ部長兼渉外部担当 再任	14回/14回 (100%)
8	さか うえ よし ひと 坂 上 芳 仁	取締役 上席執行役員購買部長 再任	14回/14回 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	おお もも みつる 大 桃 満 (1969年10月6日生)	1990年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員経理部長 2018年 3月 当社執行役員経理部長兼IT企画室担当 2019年 6月 当社取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2021年 3月 当社取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当 2021年 6月 当社代表取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当 2022年 3月 当社代表取締役副社長 2022年 4月 当社代表取締役社長(現任)	57,005株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2019年に取締役に就任後、経理部門やIT部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2021年からは当社の代表取締役を務め、経営の指揮を執るものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップをとるなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	きね ふち まなぶ 杵 渕 学 (1963年6月9日生)	1989年 4月 当社入社 2012年 3月 当社製造本部柏崎工場長 2013年 4月 当社製造本部三条工場長 2017年 3月 当社執行役員製造本部副本部長・三条工場長 2021年 3月 当社執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長 2021年 6月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長 2023年 3月 当社常務取締役 執行役員製造本部長・ロジスティクスセンター部長 2023年 6月 当社常務取締役 上席執行役員製造本部長・ロジスティクスセンター部長 2024年 3月 当社専務取締役 上席執行役員製造本部統括 2024年 6月 当社代表取締役専務 上席執行役員製造本部統括(現任)	11,757株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、2021年に取締役に就任後、製造本部を統括するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2024年からは当社の代表取締役を務め、経営の指揮を執るものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップをとるなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	にし やま あき ひこ 西 山 昭 彦 (1959年11月16日生)	1982年 4月 オリンパス光学工業株式会社(現 オリンパス株式会社)入社 1995年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・空調商品開発グループ部長 2018年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2021年 3月 当社常務取締役 執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2023年 6月 当社常務取締役 上席執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2024年 3月 当社常務取締役 上席執行役員技術本部長・研究開発センター部長(現任)	13,460株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は上席執行役員技術本部長・研究開発センター部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
4	いな だ あき ひろ 稲 田 昭 弘 (1961年7月18日生)	1984年 4月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員総合企画室部長 2020年 6月 当社取締役 執行役員総合企画室部長 2023年 3月 当社常務取締役 執行役員総合企画部担当 2023年 6月 当社常務取締役 上席執行役員総合企画部担当(現任)	14,100株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、商品企画や経営企画等の業務に従事し、現在は上席執行役員総合企画部担当を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	うちだ たかし 内 田 高 志 (1986年10月23日生)	2011年 4月 当社入社 2017年 3月 当社経理部特任部長 2018年 3月 当社執行役員総合企画室統括 2020年 6月 当社取締役 執行役員総合企画室統括 2023年 3月 当社取締役 執行役員総合企画部統括部長 2023年 6月 当社取締役 上席執行役員総合企画部統括部長 2025年 3月 当社常務取締役 上席執行役員総合企画部長 (現任)	256,690株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門や経理部門等の業務に従事し、現在は上席執行役員総合企画部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
6	たか き しゅう や 高 木 修 哉 (1962年5月26日生)	1985年 4月 株式会社河合楽器製作所入社 1991年 9月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員総務部長 2020年 6月 当社取締役 執行役員総務部長 2023年 6月 当社取締役 上席執行役員総務部長(現任)	12,808株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、人事・法務等の業務に従事し、現在は上席執行役員総務部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
7	にし むら つね お 西 村 常 男 (1962年10月14日生)	1985年 4月 株式会社研精舎入社 1997年 2月 当社入社 2017年 3月 当社技術本部住設商品開発グループ部長 2019年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・暖房商品開発グループ部長・住設商品開発グループ部長 2021年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長 2021年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長 2023年 3月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部担当 2023年 6月 当社取締役 上席執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部担当(現任)	11,570株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は上席執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部担当を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
8	さか うえ よし ひと 坂 上 芳 仁 (1968年11月30日生)	1992年 4月 当社入社 2020年 3月 当社執行役員購買部長 2022年 6月 当社取締役 執行役員購買部長 2023年 6月 当社取締役 上席執行役員購買部長(現任)	11,781株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、購買部門において原材料や部品等の調達に関する業務に従事し、現在は上席執行役員購買部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本議案において同じ。)竹内明氏は任期満了となりますので、監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
新任 ほん ま たか あき 本 間 貴 昭 (1964 年 5 月 12 日 生)	1987 年 4 月 株式会社北越銀行(現 株式会社第四北越銀行)入行 2012 年 10 月 同行亀田支店支店長 2021 年 3 月 株式会社第四北越銀行監査部上席先任役 2023 年 2 月 当社入社 2024 年 3 月 当社総合企画部副部長兼広報室長 2025 年 3 月 当社総合企画部特任部長(広報室担当)(現任)	— 株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に広報・IR部門の業務に従事し、現在では総合企画部特任部長(広報室担当)を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資するとともに、業界や社内に精通している人物と判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。取締役に選任された場合は、常勤の監査等委員である取締役となる予定です。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本間貴昭氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

当社は取締役候補者の指名を行うに当たっては、代表取締役社長及び独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、代表取締役社長が取締役会に上程しております。

当社の取締役会は、当社の営業・技術・製造・管理部門等の業務を経験した取締役及び財務・会計、企業法務、会社経営等に精通した社外取締役により構成されております。取締役の性別、年齢等の属性について多様性を確保するよう配慮しており、女性の社外取締役(監査等委員)を1名選任しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者については、創業精神や企業理念、事業展開などに即し、迅速かつ的確な意思決定に資すると共に、持続的成長に貢献できる人物を基本としております。

監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資すると共に、業界や社内に精通した社内出身者と東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、多様かつ専門的な知識、経験と高い見識を有する社外出身者で構成することを基本としております。

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成並びに各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

地 位	氏 名	性別	経営戦略	財務/会計	法務/ コンプライアンス	開発/製造	営業/ マーケティング
代表取締役社長	大 桃 満	男性	●	●			
代表取締役専務	杵 渕 学	男性	●			●	
常 務 取 締 役	西 山 昭 彦	男性	●			●	
常 務 取 締 役	稲 田 昭 弘	男性	●				●
常 務 取 締 役	内 田 高 志	男性	●				●
取 締 役	高 木 修 哉	男性			●		
取 締 役	西 村 常 男	男性				●	
取 締 役	坂 上 芳 仁	男性				●	
取 締 役 (監査等委員)	本 間 貴 昭	男性		●			
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 出 忠 由	男性		●			
社 外 取 締 役 (監査等委員)	平 石 広 佳	女性			●		

(注) 1. 上記「地位」の記載内容は、本総会終結後に開催の取締役会にて決議される予定です。

2. 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善した一方で、原材料・エネルギー価格の高止まり、物価上昇等による経済活動や国民生活への影響が続きました。

住宅関連機器業界においては、政府の住宅に関する支援制度の後押し等もある中、新設住宅着工戸数は前年並みで推移しました。

このような状況の中、当社グループは持続可能な社会に向けた「2026ビジョン」の実現を目指し、第9次中期経営計画のもと、3つの基本戦略「ヒートポンプ/電化事業の拡大」「『楽』から『楽しい』への事業領域拡大」「業務合理化による高コスト体質からの脱却」の取り組みを進めました。

「ヒートポンプ/電化事業の拡大」においては、お湯に微細な気泡(マイクロバブル)を発生させる装置を内蔵し、温泉のように白濁したシルキーなお湯を自宅で楽しむことができるエコキュートや太陽光発電を搭載した住宅では余剰電力を活用し、主に昼間に沸き上げを行う「おひさまエコキュート」の年間給湯保温効率(JIS)を向上させた新モデルを発売しました。さらに、スマートリモコンとスマートフォンアプリを連携させて床暖房の遠隔操作が可能になったヒートポンプ式温水床暖房システム「コロナエコ暖フロア」の新モデルを発売しました。

また、「『楽』から『楽しい』への事業領域拡大」においては、暮らしの楽しみや可能性を“外へ広げる”という意味を込めたブランド「OUTFIELD(アウトフィールド)」でポータブル電源対応石油ファンヒーターのラインアップを拡充しました。

「業務合理化による高コスト体質からの脱却」においては、生産性向上や業務効率化に向けて取り組みました。

これらの取り組みにより、製品の種別売上高の概況は、以下のとおりとなりました。

<暖房機器>

暖房機器の売上高は、23,802百万円(前期比9.8%減)となりました。

石油ファンヒーターや寒冷地向けの石油暖房機、トイレ等のより狭いスペースに設置可能な壁掛型遠赤外線暖房機の新モデルなどの販売活動に取り組みました。しかしながら、昨年の流通在庫過多に加え、需要期前半の気温が全国的に高く推移したことも影響し、暖房機器全体は前期を下回りました。

<空調・家電機器>

空調・家電機器の売上高は、15,067百万円(前期比13.9%増)となりました。

ルームエアコンは、寒冷地を中心に設置工事が不要なウインドタイプの需要が増加したほか、夏季の気温が平年より高めに推移したことも後押しとなり前期を上回りました。除湿機は需要期の天候不順も影響し、販売が伸び悩みましたが、空調・家電機器全体は前期を上回りました。

<住宅設備機器>

住宅設備機器の売上高は、40,095百万円(前期比11.8%増)となりました。

政府の補助金制度を活用し、積極的に提案活動に取り組んだエコキュートの販売や家庭用給湯・暖房システム用のヒートポンプユニットが好調に推移しました。石油給湯機は消費者の買い控え等の影響による需要の伸び悩みもあり前期を下回りましたが、住宅設備機器全体は前期を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は85,214百万円(前期比3.9%増)となりました。利益面については、住宅設備機器、空調・家電機器は好調に推移したものの、暖房機器の販売減少、原材料など仕入価格や物流費の上昇などもあり、営業利益は1,343百万円(前期比0.9%減)、経常利益は1,704百万円(前期比3.5%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、法定実効税率の見直しに伴い法人税等調整額が増加したこともあり、1,103百万円(前期比15.5%減)となりました。

製品の種別区分	2 0 2 3 年 度 第 7 6 期	2 0 2 4 年 度 (当 期) 第 7 7 期	前 期 比 率 増 減 率
	百万円	百万円	
暖 房 機 器	26,398	23,802	9.8%減
空 調 ・ 家 電 機 器	13,231	15,067	13.9%増
住 宅 設 備 機 器	35,870	40,095	11.8%増
そ の 他	6,545	6,248	4.5%減
合 計	82,046	85,214	3.9%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は2,088百万円(有形固定資産1,989百万円、無形固定資産99百万円)であります。そのうち、有形固定資産投資の主なものは、新商品に伴う金型の製作及び購入、長岡工場のヒートポンプ機器部品生産設備の導入、当社及び連結子会社各工場の合理化等を目的とした生産設備の導入及び更新であります。無形固定資産投資の主なものは、ソフトウェア投資であります。

なお、当連結会計年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が期待されるなど、緩やかな回復基調が続くことが考えられます。一方で、原材料・エネルギー価格の高止まりや物価上昇などによる経済活動や国民生活への影響は今後も継続することが予想されるほか、各国の通商政策などによる影響が景気を下押しするリスクとなることも想定されます。

住宅関連機器業界においては、住宅の省エネ化に関する政府の支援制度があるものの、建築費用や金利の上昇などによる新設住宅着工への影響が懸念されます。また、中長期的には世帯数の減少や住宅の長寿命化による新設住宅着工戸数の減少が予想されるほか、脱炭素社会の実現に向け、住宅や住宅関連機器は省エネ性向上など環境に対する配慮が一層求められることが見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは持続可能な社会の実現に向けて、2027年に控える創業90周年を見据えた「2026ビジョン」に基づき、利益ある成長経営と新規領域への挑戦に取り組むため、第9次中期経営計画に引き続き、「変わる、そして挑む」をスローガンに掲げ、第10次中期経営計画を2025年度から推進してまいります。

■2026ビジョン

- ・脱炭素社会への貢献 レジリエンスな社会
環境問題解決への貢献、平時・有事を問わず健康的な生活を継続できるレジリエンス性の高い商品・サービスの提供
- ・快適の進化 暮らしの質向上
日常の様々なシーンにおける「快適さ」「楽しさ」を生み出す商品・サービスの提供
- ・利益体質への転換
経営課題である高コスト体質の改善

■第10次中期経営計画(2025年度～2027年度)

基本戦略

1. 脱炭素社会に向けた事業ポートフォリオの再構築

サステナビリティな社会の実現に貢献するためのCO₂排出量削減に寄与する機器拡大と平時も有事も健康的な生活を継続できる高いレジリエンス性を持つ機器の提供

2. 「楽」から「楽しい」への事業領域拡大

家庭内に潜む不安や家事負担の軽減に寄与する商品・サービスと家の外(アウトドア)での快適や「楽しさ」を生み出す商品・サービスの提供による提供価値及び事業領域の拡大

3. 経営基盤の再構築

現状の社内制度・仕組みや開発プロセス、業務の進め方などのゼロベースでの見直しと当社従業員が高い意欲を持って主体的に働き続けるための「働きがい(働きやすさ＋やりがい)」の向上

経営目標

2027年度

連結売上高 87,800百万円

連結経常利益 2,000百万円

連結経常利益率 2.3%

なお、当社は、2025年4月17日に公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告を受けました。

当社は、当社製品の一部部品等の製造に使用する当社所有の金型等を、下請法の対象と認定されたお取引先様に貸与しておりましたが、当該金型等を用いる部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等は無償で保管させていた行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。

当社では、全ての対象下請事業者様と補償のための協議を進めており、公正取引委員会の確認を得たうえで、速やかにお支払いいたします。

また、次回以降の具体的な発注時期を示せない金型等については、廃棄の対応を既に実施しております。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、勧告内容を全役職員に周知徹底するとともに、下請法遵守の社内教育の実施やチェック体制を強化するなど社内体制を整備し、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2 0 2 1 年 度 第 7 4 期	2 0 2 2 年 度 第 7 5 期	2 0 2 3 年 度 第 7 6 期	2 0 2 4 年 度 (当 期) 第 7 7 期
売 上 高	78,648	85,335	82,046	85,214
営 業 利 益	850	1,901	1,355	1,343
経 常 利 益	1,195	2,289	1,767	1,704
親会社株主に帰属する当期純利益	939	1,482	1,306	1,103
1株当たり当期純利益	32円26銭	50円82銭	44円76銭	37円80銭
総 資 産	98,304	102,158	103,294	102,226
純 資 産	72,780	72,899	75,184	76,282

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 新 井 コ ロ ナ	58百万円	100 %	暖房機器、空調機器等の製造
株 式 会 社 今 町 コ ロ ナ	30	100	暖房機器、空調機器等の製造
株 式 会 社 栃 尾 コ ロ ナ	26	100	住宅設備機器、空調機器等の製造及び暖房機器、住宅設備機器等の部品加工
コ ロ ナ サ ー ビ ス 株 式 会 社	25	100	アフターサービス
コ ロ ナ 物 流 株 式 会 社	10	100	倉庫業及び貨物運送取扱
コロナリビングサービス株式会社	10	100	不動産賃貸、住宅等のハウスクリーニング及びリフォーム
大 和 興 業 株 式 会 社	10	100	家電機器、住宅設備機器等の販売
株式会社サンライフエンジニアリング	110	100	管工事、電気工事等のシステム設計、施工、メンテナンスサービス
株 式 会 社 コ ロ ナ テ ク ノ	30	100	電気器具部品等の設計及び製造
株 式 会 社 金 辰 商 事	55	100	住宅設備機器等の販売
札 幌 コ ロ ナ 物 流 株 式 会 社	10	100	倉庫業及び貨物運送取扱
株式会社コロナファイナンス	10	(100)	損害保険代理業

(注)「当社の出資比率」欄の括弧書きは間接所有による出資比率であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、暖房機器、空調・家電機器、住宅設備機器の製造、販売、施工を主要な事業内容とし、さらにこれら事業に関する物流、サービス等の事業活動を行っております。

製品の種類別区分の主要製品は次のとおりであります。

製品の種類別区分	主 要 製 品
暖 房 機 器	石油ファンヒーター、ポータブル石油ストーブ、寒冷地向け石油暖房機、遠赤外線電気暖房機等
空 調 ・ 家 電 機 器	セパレートエアコン、ウインドエアコン、除湿機、加湿器等
住 宅 設 備 機 器	自然冷媒CO ₂ 家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気温水器、石油給湯機、温水式暖房システム、ヒートポンプ式冷温水システム、地中熱ヒートポンプ冷暖房システム、ナノミストサウナ、美容健康機器、多機能加湿装置等
そ の 他	管工事等の設計施工、上記製品の部品、不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所在地	名 称	所在地
当社本社	新潟県	当社長岡工場	新潟県
当社札幌支店	北海道	株式会社新井コロナ	新潟県
当社青森支店	青森県	株式会社今町コロナ	新潟県
当社仙台支店	宮城県	株式会社栃尾コロナ	新潟県
当社北関東支店	埼玉県	株式会社栃尾コロナ下田工場	新潟県
当社首都圏支店	東京都	コロナサービス株式会社	新潟県
当社新潟支店	新潟県	コロナ物流株式会社	新潟県
当社金沢支店	石川県	コロナリビングサービス株式会社	新潟県
当社名古屋支店	愛知県	大和興業株式会社	千葉県
当社大阪支店	大阪府	株式会社サンライフエンジニアリング	新潟県
当社広島支店	広島県	株式会社コロナテクノ	新潟県
当社福岡支店	福岡県	株式会社金辰商事	青森県
当社三条工場	新潟県	札幌コロナ物流株式会社	北海道
当社柏崎工場	新潟県	株式会社コロナファイナンス	新潟県

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
2,110名	28名減

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマーの当連結会計年度における平均雇用人員(72名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,208,906株(自己株式133,548株を除く。)
- (3) 株 主 数 14,548名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社コロナ興産	11,057 千株	37.86 %
公益財団法人内田エネルギー科学振興財団	2,359	8.08
株式会社第四北越銀行	1,316	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,314	4.50
コロナ社員持株会	1,008	3.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	444	1.52
外山産業株式会社	365	1.25
内田 力	321	1.10
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社	278	0.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	278	0.95

(注) 持株比率は自己株式(133,548株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化するとともに株主との価値共有のため、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。))に対して、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年10万株以内とする特定譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資し当社の普通株式の発行又は処分を受けます。その譲渡が制限される期間は、交付日から当該対象取締役が当社の

取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間となります。当社が支給する上記金銭報酬債権の額は、各対象取締役の役位その他諸般の事情を勘案し算定しております。

なお、対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下、「役務提供期間」という。)が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合等、一定の事由が生じた場合には、当社は、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)を無償で取得します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整いたします。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	30,025株	9名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
大 桃 満	代 表 取 締 役 社 長	
杵 渕 学	代 表 取 締 役 専 務	上席執行役員製造本部統括
西 山 昭 彦	常 務 取 締 役	上席執行役員技術本部長・研究開発センター部長
塩 田 清 貴	常 務 取 締 役	上席執行役員営業本部統括
稲 田 昭 弘	常 務 取 締 役	上席執行役員総合企画部担当
内 田 高 志	常 務 取 締 役	上席執行役員総合企画部長
高 木 修 哉	取 締 役	上席執行役員総務部長
西 村 常 男	取 締 役	上席執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼 渉外部担当
坂 上 芳 仁	取 締 役	上席執行役員購買部長
竹 内 明	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
小 出 忠 由	取 締 役 (監 査 等 委 員)	小出税務会計事務所 所長 公認会計士、税理士
平 石 広 佳	取 締 役 (監 査 等 委 員)	弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の小出忠由氏及び平石広佳氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連携を可能とするため、竹内明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)の小出忠由氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)の小出忠由氏及び平石広佳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

5. 2024年6月25日付で、以下のとおり異動がありました。

氏 名	異動後	異動前
杵 渕 学	代表取締役専務 上席執行役員製造本部統括	専務取締役 上席執行役員製造本部統括

6. 2025年3月21日付で、以下のとおり異動がありました。

氏 名	異動後	異動前
塩 田 清 貴	常務取締役 上席執行役員営業本部統括	常務取締役 上席執行役員営業本部長・住設営業部長
内 田 高 志	常務取締役 上席執行役員総合企画部長	取締役 上席執行役員総合企画部統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その内容の概要は次のとおりであります。決定方針は、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議され、取締役会で決定しております。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とする。また、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とする。具体的には、基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬及び非金銭報酬(株式報酬)により構成する。

イ. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、月例の固定報酬(金銭報酬)とし、役位、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測るひとつの指標である営業利益の額を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて社内基準により算出された額を一定の時期に支給する。

エ. 非金銭報酬(株式報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化するとともに株主との価値共有のため、特定譲渡制限付株式報酬とする。株式付与の対象となる取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資し当社の普通株式の発行又は処分を受ける。その譲渡が制限される期間は、交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とする。当社が支給する上記金銭報酬債権の額は、各対象取締役の役位その他諸般の事情を勘案し算定する。

オ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、「指名・報酬に関する諮問委員会」において審議を行う。取締役会(後掲力の委任を受けた代表取締役社長)は、同委員会の審議内容を尊重し、種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定す

る。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：2：1とする(業績連動報酬が最大値の場合)。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定手続に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額、株式報酬の現物出資に充てる金銭報酬債権額の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて適切に報酬原案が審議されていることを確認したうえ、上記委任を行う。なお、株式報酬における取締役個人別の割り当て株式数は、取締役会にて決議する。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で定めた総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、各監査等委員である取締役の報酬額を決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年10万株以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は12名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2024年6月25日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長大桃満氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額、株式報酬の現物出資に充てる金銭報酬債権額の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて適切に報酬原案が審議されていることを確認したうえで、上記委任を行う等の措置を講じております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	204	156	15	31	10
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	18 (6)	18 (6)	0 (0)	— (—)	3 (2)

- （注） 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測るひとつの指標である営業利益の額を反映した金銭報酬としており、各事業年度の営業利益に応じて社内基準により算出された額を一定の時期に支給しております。
当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の実績は、第75期の営業利益1,205百万円及び第76期の営業利益664百万円となっております。
2. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する非金銭報酬等の総額は、当事業年度に係る特定譲渡制限付株式報酬の費用計上額であります。
なお、当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
小 出 忠 由	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待されており、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っているほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の監査、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合等を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬に関する諮問委員会」の委員であり、当事業年度に開催した諮問委員会3回のうち3回に出席いたしました。
平 石 広 佳	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての専門的知識と豊富な経験を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待されており、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っているほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の監査、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合等を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬に関する諮問委員会」の委員であり、当事業年度に開催した諮問委員会3回のうち3回に出席いたしました。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(6) 取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、取締役会の実効性を評価するために、事業年度ごとに、取締役全員に無記名方式でアンケートを実施し、取締役会の構成、運営、課題、取締役会を支える体制の整備運用状況、株主・投資家との関係性等について、第三者機関を交え、分析・評価を行っております。

同アンケートにおいて、適切と評価された項目や改善がみられた項目については、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、さらなる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでおります。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当及び取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資及び設備投資に活用し、売上高の拡大及び収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の利益確保を図ってまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行できるよう、適宜、適切な対応を検討します。

なお、配当につきましては、2025年5月9日開催の取締役会において、基本的には、中長期的な利益成長の観点から、成長投資を最優先し、株主価値向上を図るとともに、株主様に対する還元を強化するため、安定的かつ継続的な利益配分を行うことを目指し、下限配当の設定に加え、業績及び財務状況などを総合的に勘案した上で、配当(特別配当等)を実施するなど、株主様に対して安定した利益還元を実現していく方針を決議いたしました。

変更後の方針につきましては、第78期(次期)より適用いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,536	流 動 負 債	22,691
現 金 及 び 預 金	3,544	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	16,457
受 取 手 形	1,631	未 払 法 人 税 等	230
電 子 記 録 債 権	11,116	製 品 保 証 引 当 金	515
売 掛 金	8,115	そ の 他	5,487
契 約 資 産	39	固 定 負 債	3,252
有 価 証 券	11,200	繰 延 税 金 負 債	2,203
商 品 及 び 製 品	13,665	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15
仕 掛 品	641	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	988
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,149	そ の 他	45
そ の 他	1,433	負 債 合 計	25,944
貸 倒 引 当 金	△2	(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	49,690	株 主 資 本	73,509
有 形 固 定 資 産	16,881	資 本 金	7,449
建 物 及 び 構 築 物	3,465	資 本 剰 余 金	6,686
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,210	利 益 剰 余 金	59,503
工 具、器 具 及 び 備 品	830	自 己 株 式	△130
土 地	10,210	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,772
建 設 仮 勘 定	164	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	684
無 形 固 定 資 産	360	土 地 再 評 価 差 額 金	744
投 資 そ の 他 の 資 産	32,448	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,344
投 資 有 価 証 券	22,664	純 資 産 合 計	76,282
退 職 給 付 に 係 る 資 産	9,449		
繰 延 税 金 資 産	16		
そ の 他	342		
貸 倒 引 当 金	△24		
資 産 合 計	102,226	負 債 純 資 産 合 計	102,226

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目									金 額	
売上 販売 営	上 上 費 及 び 一 般 管 理 費 益	原 利 益	高 価 益						85,214	
									66,823	
									18,391	
									17,047	
業 利 益										1,343
営 受 そ 営	業 取 の 業	外 利 他 の	収 息 の	及 び 配 当 金 外 収 益					268	385
									116	
									5	
									17	
									1	
支 有 そ の 他 の 営 業 外 費 用 息 損 外 費 用										24
経 常 利 益										1,704
特 特	別 定 資 有 別 定 資 有 投 資	利 資 価 証 損 資 価 証	益 産 売 却 益 産 除 却 損 産 売 却 損 評 価 損					6	6	
								0		
								9		
								0		
								0		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益										1,701
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税									397	597
法 人 税 等 調 整 額									200	
当 期 純 利 益										1,103
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益										1,103

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,383	流 動 負 債	26,273
現金及び預金	3,108	支払手形	1,410
受取手形	1,607	買掛金	14,394
電着掛金	11,101	未払金	2,576
有価証券	7,572	未払費用	1,257
商品及び製品	11,200	未払法人税等	98
仕掛品	13,122	前受金	21
原材料及び貯蔵品	450	預り金	4,415
前払費用	1,158	製品保証引当金	515
未収消費税	212	設備関係支払手形	148
未収消費税	968	その他	1,434
その他	611		
	268		
固定資産	46,252	固定負債	2,669
有形固定資産	14,207	繰延税金負債	1,637
建物	3,152	再評価に係る繰延税金負債	988
構築物	130	その他	43
機械及び装置	1,599		
車両運搬具	4	負債合計	28,943
工具、器具及び備品	804		
土地	8,399	(純資産の部)	
建設仮勘定	116	株主資本	67,264
無形固定資産	352	資本剰余金	7,449
ソフトウェア	250	資本準備金	6,686
その他	45	資本剰余金	6,686
	57	資本剰余金	0
投資その他の資産	31,691	利益剰余金	53,258
投資有価証券	22,364	利益剰余金	489
関係会社株	1,609	利益剰余金	52,768
長期貸付金	3	利益剰余金	39
破産更生債権	130	利益剰余金	51,400
長期前払費用	16	利益剰余金	1,329
長期前払費用	46	利益剰余金	△130
長期前払費用	7,312	自己株式	1,427
長期前払費用	224	評価・換算差額等	682
長期前払費用	△16	その他有価証券評価差額金	744
		土地再評価差額金	
		純資産合計	68,692
資産合計	97,635	負債純資産合計	97,635

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(单位：百万円)

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社コロナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 秀 和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 俊 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロナの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社コロナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 秀 和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 俊 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロナの2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。当監査等委員会といたしましては、コンプライアンス強化と再発防止の取り組み状況について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社コロナ 監査等委員会

監査等委員(常勤) 竹 内 明 ㊞

監査等委員 小 出 忠 由 ㊞

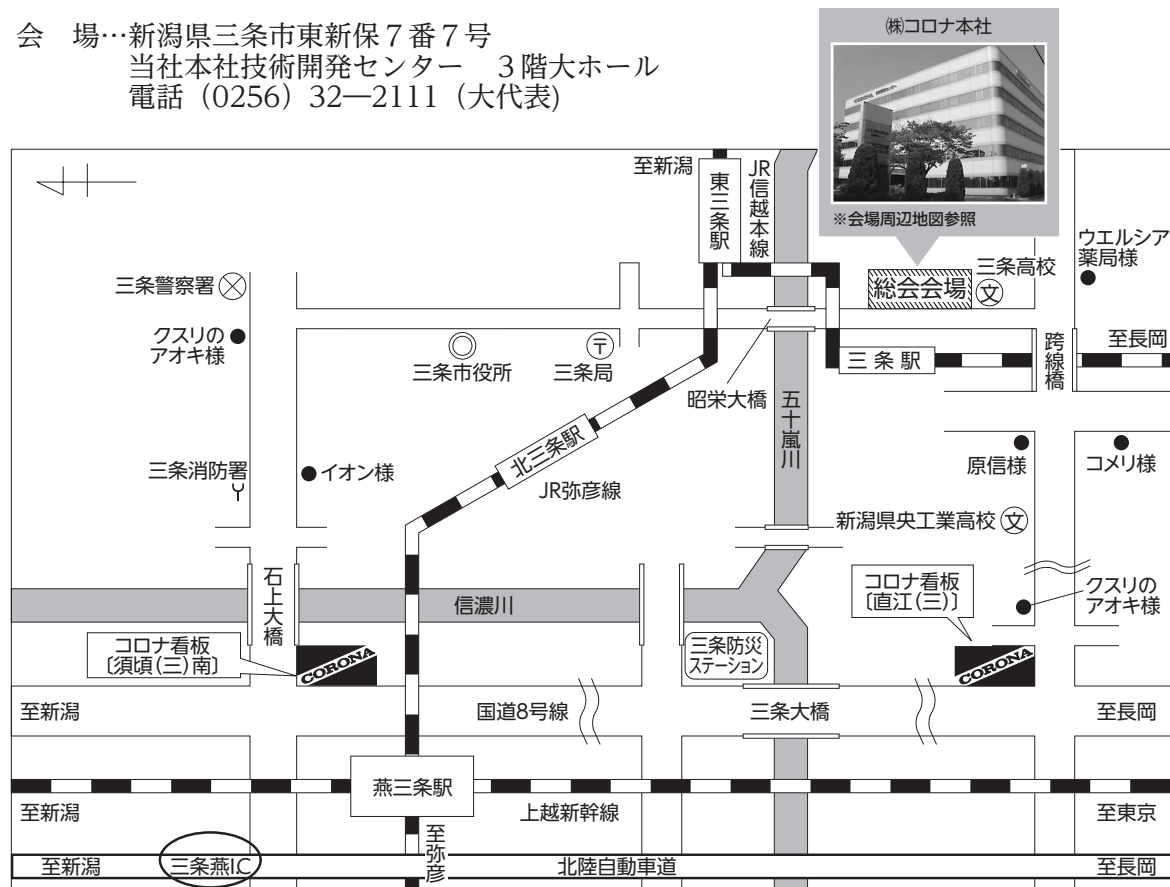
監査等委員 平 石 広 佳 ㊞

(注) 監査等委員小出忠由及び平石広佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場…新潟県三条市東新保7番7号
 当社本社技術開発センター 3階大ホール
 電話 (0256) 32-2111 (大代表)



■会場周辺地図



[JR] 上越新幹線燕三条駅からタクシー20分
 信越本線東三条駅からタクシー10分
 信越本線三条駅から徒歩10分
 [北陸自動車道] 三条燕I.Cから20分